IASB[®] Update



From the International Accounting Standards Board

IASB Update 2019年8月

IASB Update は、国際会計基準審議会(審議会)の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及びIFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 8 月 28 日 (水) にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合 した。

トピックは、金利指標改革であった。

関連情報

今後の IASB 会議 :

2019年9月23—27日 2019年10月21—25日 2019年11月18—22日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は **こちら**

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議 の要約のオーディオ(ポッドキャスト)は**こちら**

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は **こちら**

金利指標改革(アジェンダ・ペーパー14)

審議会は 2019 年 8 月 28 日に会合し、2019 年 7 月のボード会議で公開草案「金利指標改革」(本公開草案)に対するフィードバックをレビューした際に識別した論点について議論した。審議会はデュー・プロセスについても議論した。これには IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」の修正の書面投票の許可が含まれていた。

IFRS 第9号及び IAS 第39号の修正案の再審議 (アジェンダ・ペーパー14A)

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 39 号を、遡及的な評価についての例外を設けるように修正して、金利指標改革(改革)から生じる不確実性の期間中に、有効性が 80%から 125%の範囲外となるヘッジ関係に企業がヘッジ会計を引き続き適用するようにすべきである。14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、4 名が反対した。
- b. IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号のいずれかに基づいて指定された「マクロヘッジ」について、企業は、契約以外で定められたリスク要素が独立に識別可能なのかどうかの評価を、ヘッジ対象が当初に「マクロヘッジ」¹の中で指定された場合にのみ行うべきである。いったんヘッジ対象が「マクロヘッジ」の中で指定された後は、同一のヘッジ関係における当該ヘッジ対象のその後の再指定において、リスク要素が独立に識別可能なのかどうかの評価を行うべきではない。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の最終的な修正では、企業が IFRS 第 9 号の 6.6.1 項又は IAS 第 39 号の第 83 項に従って項目グループをヘッジ対象として指定する場合に、本公開草案で提案して

いる要求の適用の終了は、指定された項目グループの中の各項目に適用すべきである旨を明確化 すべきである。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- d. 本公開草案で提案している例外措置の範囲を明確化して、例外が適用されるのは、改革から生じるヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期又は金額に関する不確実性の影響を直接に受けるヘッジ関係のみとするようにすべきである。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 企業は、この修正の適用開始時に、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の 第 28 項(f)の開示要求を免除されるべきである。本公開草案で提案している例外措置に伴う開示 要求も、金利指標改革の影響を直接に受けるヘッジ関係について、下記の情報のみを財務諸表注 記で要求するように簡素化すべきである。
 - i. 企業のヘッジ関係が晒されている重要な金利指標の記述
 - ii. 企業が代替的な金利指標の使用への移行をどのように管理しているかの説明
 - III. 企業がこの修正の範囲に含まれるヘッジ関係に例外措置を適用するにあたって行った重要な仮定又は判断の説明
 - iv. ヘッジ手段の名目金額及び企業が管理しているリスク・エクスポージャーのうち改革の影響を受けるものの範囲

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。

デュー・プロセスの手順及び書面投票の許可 (アジェンダ・ペーパー14B)

審議会は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正を再公開すべきではないと合意した。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会メンバー全員が、審議会は適用されるデュー・プロセスに準拠しており、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正について書面投票を開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正の公表に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

 1 金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ又は「マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ」(IFRS 第 9 号「金融商品」の BC6.91 項における通称)

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、 IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたも のであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

> Copyright © IFRS Foundation コピーライト © IFRS 財団 ISSN 1474-2675